

熊谷市広告付地図及び庁舎案内板設置維持管理協定書（案）

熊谷市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、熊谷市役所本庁舎（以下「市役所」という。）への広告掲載に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲の施設である市役所において、乙が民間事業者等を広告主とした広告付地図及び庁舎案内板（以下「案内板」という。）を設置することの取扱いについて定めることを目的とする。

（広告掲載場所）

第2条 乙が案内板を設置できる場所は、別途甲が指定する場所とする。

（事業の実施及び協議）

第3条 乙は、案内板の仕様及び施工方法並についてあらかじめ甲と協議し、熊谷市広告付地図及び庁舎案内板設置維持管理事業者募集実施要領に基づき事業を実施しなければならない。なお、乙は、案内板の仕様変更等、事業内容を変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

（使用の許可及び使用料等）

第4条 乙は、前条に基づき案内板を設置するときは、地方自治法第238条の4第7項に基づき、熊谷市長から熊谷市財産規則（平成17年規則第69号）に基づく使用許可をその設置期間について受けなければならない。

2 乙は、前項に定める許可を受けるに当たり、熊谷市財産規則に基づく行政財産の使用料（広告料を含む。以下「使用料」という。）を甲に納付しなければならない。

3 前項に定める使用料は、年額〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等により消費税等の額に変動が生じた場合は、前項の使用料に関して、甲と乙とで別途協議を行うこととする。

5 案内板に係る電気使用料は、乙の負担とする。なお、請求方法に関しては、甲と乙とで別途協議を行うこととする。

（広告主及び広告内容の審査）

第5条 乙は、案内板へ広告を掲載する広告主の選定及び広告の内容について、関連法令及び熊谷市広告掲載要綱並びに熊谷市広告掲載基準（以下「要綱等」という。）を遵守するとともに、事前に甲の審査を受けその承認を得たもの以外を掲載してはならない。

- 2 乙は、前項に定める審査を受けるため、掲載する広告のデザイン等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、広告主及び広告内容について市役所の公共性、美観及び市役所利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容の修正)

第6条 甲は、広告の内容が要綱等に違反しているとき、又は市役所で掲載する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

- 2 前項の修正に係る費用は、乙が負担する。

(広告内容の変更)

第7条 乙は、自己又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

第8条 乙は、広告の内容について、次に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告内容に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。
- (3) 甲に対して第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(乙と広告主との契約)

第9条 乙は、広告の掲載に当たり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

(案内板の製作及び設置)

第10条 案内板の製作及び設置に係る作業は、乙が自己の負担により行うものとする。

- 2 乙は、前項に定める作業を第三者に委託してはならない。

(案内板の設置に当たっての留意事項)

第11条 乙は、案内板の設置に当たっては、市役所の維持管理及び災害時の避難誘導に支障にならない場所並びに構造とするよう配慮しなければならない。

- 2 乙は、案内板の脱落及び破損等により、市役所利用者等に危険を生じさせるこ

とのないようになさなければならない。

- 3 乙は、案内板を原因とした事故に対し、市役所利用者等から損害賠償の請求がなされた場合、乙の責任及び負担にて解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。
- 4 甲は、乙に対して、第1項及び第2項の留意事項について助言又は指導を行うことができるものとし、乙は、その助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言又は指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。
- 5 案内板の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整した上で、甲が指定する日時に行うものとする。

(案内板の復旧等)

- 第12条 乙は、故障、破損及び盗難事故等の原因で案内板が正常に稼働しないような状況を確認した場合は、速やかに復旧等の最適な措置をとらなければならない。
- 2 甲は、故障、破損及び盗難事故等の原因で案内板が正常に稼働しないような状況を確認したときは、直ちにその状況を乙に通報するように努めなければならない。この場合において、乙は、通報を受けたのち速やかに対応しなければならない。
 - 3 第1項に定める復旧等の係る経費は、乙が負担する。

(案内板の一次撤去又は掲載広告の一時削除)

- 第13条 甲は、次に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に案内板の一時撤去又は掲載広告の一時削除（以下、「一時撤去等」という。）を指示することができるものとし、乙は、この指示に従わなくてはならない。
- (1) 甲の指定する期日までに使用料の納付がないとき。
 - (2) 広告主又は広告内容が要綱等に違反したとき。
 - (3) 第6条第1項による広告内容の修正を乙が行わないとき。
 - (4) 第11条第4項の甲の助言又は指導に乙が従わないとき。
 - (5) その他案内板の設置及び広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は、案内板の設置及び広告掲載を再開することができる。
 - 3 第1項の一時撤去等及び前項の再開に関する費用は、乙が負担する。
 - 4 第1項の指示があつたにもかかわらず、一時撤去等に必要な相当期間内に乙が一時撤去等を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく案内板を自ら一時撤去等を行うことができる。
 - 5 前項の場合において、要した費用は乙が負担するものとするとともに、甲は、一時撤去等によって生じた乙の損害の賠償を行わない。
 - 6 この条に基づき一時撤去等が行われた場合で、広告料が納付済の場合は、甲は

当該期間中の納付済広告料を違約金とみなし、乙にその返還をしない。なお、本項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に催告した上で本協定を解除できる。

- (1) 第4条第1項の使用許可を得られないとき、又は当該使用許可を取り消されたとき。
- (2) 法令又は本協定に違反したとき。
- (3) 本協定の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (5) 乙が破産手続の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (6) 次条の規定によらないで、乙が本協定の解除を申し出たときで、甲が協定の解除が相当であると認めるとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、乙との協議により本協定を解除することができる。

3 本条の規定により本協定が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済広告料を違約金とし、乙に返還しない。なお、当該違約金は、損害賠償の一部としない。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲に催告した上で本協定を解除できる。

- (1) 甲が本協定に違反したとき。
- (2) 本協定の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去)

第16条 乙は、本協定が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく案内板の撤去を行わなければならない。

(一時撤去等に伴う広告主への補償等)

第17条 乙は、第13条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去等が行われた場合又は第14条第1項の規定による解除が行われた場合に、広告主に対して損害の補償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

- 第18条 乙は、第5条第1項の規定により広告の掲載が認められなかった場合、第6条第1項の規定により修正を行った場合、第11条第4項による助言若しくは指導に従った場合、第13条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去等がなされた場合又は第14条第1項による解除がされた場合は、甲に対し損害の賠償を請求しないものとする。
- 2 甲は、本協定の履行に関して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、間接損害及び二次的損害については、この限りでない。
- 3 乙は、本協定の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、間接損害及び二次的損害については、この限りでない。
- 4 第2項及び前項に規定する損害賠償の額は、甲と乙とで協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

- 第19条 本協定によって第三者に生じた損害の賠償は、次に定めるとおりとする。
- (1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。
- (2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決する。
- 2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲と乙とで協議して、その責任に応じてその処理解決に当たるものとする。

(原状回復)

- 第20条 乙は、使用許可の期間満了又は許可の取消し等により案内板を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。

(著作権等)

- 第21条 乙は、案内板の設置及び製作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料又は履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 2 甲が、本協定に基づき、市役所に設置されている案内板に掲載されている写真又は画像データを行政目的のために、甲が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵

害し、又はそのおそれがある場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 2 2 条 乙は本協定から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（裁判管轄）

第 2 3 条 本協定に関する訴訟は、熊谷地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の解釈等）

第 2 4 条 本協定の定めに疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲と乙とで協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第 2 5 条 甲及び乙は、事実上知り得た機密事項については、第三者に漏えいしてはならない。

（有効期間）

第 2 6 条 本協定に基づく案内板の設置期間は、令和 8 年〇月〇日から 5 年間とし、甲又は乙のいずれかより期間満了日の 3 か月前までに書面による申出がない限り、満了日の翌日から 1 年間の自動更新とするものとする。ただし、更新を含めた期間は、5 年間を限度とする。

本協定を証するため本書 2 通を作成し、各々記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

熊谷市宮町二丁目 4 7 番地 1

甲 熊谷市

熊谷市長 小 林 哲 也

乙